

第 23 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 7 年 5 月 26 日（月） 9 時 00 分～10 時 00 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ④矢槿 学 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢 ⑨尻無濱 俊幸
⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○尾上 進 ○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

③高原 熊夫

5 議事日程

諮問第 8 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
報告第 4 号 農地法第 51 条の規定による勧告の報告について
議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 19 号 非農地判断について
議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 任	山元 正彦
	中間管理機構事業推進員	梶尾 末義
○農政林務課	主 事	奥 裕太

議長 （田嶋 輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は 11 名であります。
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立しているこ
とを御報告いたします。

それでは、ただいまから第 23 回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 1、議事録署名委員の指名であります、議長において、4 番 矢櫓 学
委員、5 番 白濱 和利 委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 〜異議なしの声あり〜

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、第 23 回定例農業委員会総会は、本日の 1 日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成
しましたので、御了承願います。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 3、諸報告であります、5 月 8 日に開催されました鶴翔高等学校農業者
後継者育成対策協議会幹事会において、監査報告のために私が出席いたしました。

次に、5 月 19 日に、マリンパレスにおいて開催されました農業委員会会長・事務
局長会議に、私と事務局長が出席いたしました。

次に、5 月 22 日に、北薩地域振興局において開催されました北薩地域農業委員会
協議会総会に、私が出席いたしました。

また、同日になりますが、A B C パレスにおいて認定農業者と農業委員会と語る
会を開催し、認定農業者と有意義な意見交換を行うことができました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 4、諮問第 8 号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とい
たします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 （奥 裕太）

諮問第8号につきまして、説明いたします。

今回、新規2件・変更1件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、関係機関・団体により農業経営改善計画について書面にて審査を行い、5月14日に回答書が出そろい、認定することは適当であるという意見に達したところ です。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、認定新規就農者でしたが、認定期間が満了することから、今回認定農業者となるため申請があったところです。

生産方式の合理化に関する事項については、「紅甘夏を中心に、密植していることから間伐を実施し、生産性向上に努める。」となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、認定新規就農者でしたが、認定期間が満了しており、今月に入り認定農業者になるための意向確認等を行ったことから、本来の認定更新日であった日付まで遡って認定するものとなります。

生産方式の合理化に関する事項については、「生産技術を高めるため、土づくりを徹底し、品質向上と増収対策に努める。」となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんと「〇〇 〇〇」さんです。

こちらにつきましては、「〇〇 〇〇」さんは既に認定農業者ですが、「〇〇」さんと家族経営協定を締結していることから、今回、共同申請されたところです。

生産方式の合理化に関する事項については、「紅甘夏と大将季の果樹を主体として経営を行っており、今後はスピードスプレーヤー等の機械化により、農作業の迅速化と効率化を図り、高品質生産に取り組む。」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （樫八重 玲子）

資料2ページの「〇〇 〇〇」さんについてであります。飼料用米の現状 89 a ありますが、令和12年の目標では0 a となっています。

これは、現在飼料用米を栽培しているところに別のものを栽培されるのか、借りている農地を解約されるのか、分かれば教えてください。

委員 （白濱 和利）

これまでも、飼料用米を栽培していたところで、スイートコーンの栽培に切り替えたところもあったので、スイートコーンの栽培に切り替えるのでないかと推測します。

委員 （檜八重 玲子）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、諮問第8号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第5、報告第4号 農地法第51条の規定による勧告の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

報告第4号、農地の違反転用に係る勧告について報告します。

議案書は、2ページから3ページになります。

本件は、令和6年4月25日に開催した第10回農業委員会総会で許可相当で決定し、令和6年5月10日に開催された鹿児島県の常設審議委員会に進達し、審議の結果、許可して差し支えないとの議決を受け、同日付けで許可された案件になります。

経緯としては、令和7年2月頃に別件で現地を訪ねた際に、給排水管の位置が当初の計画と異なることを確認し、必要な手続きを行うように指導しました。

その後、令和7年4月頃、折口〇〇の農地に看板が立っているとの情報を得て、聞き取りを行うため現地に赴いたところ、「〇〇 〇〇」さんが不在であったため、

4月21日に農業委員会事務局で聞き取りと是正の指導を行い、違反転用部分の農地法第3条・第5条の申請書と事業計画変更書を作成し、4月末日までに提出するよう説明し、本人も了承しました。

しかしながら、現在に至るまで、申請書が提出されないことから、令和7年5月15日に、阿久根市農業委員会から「〇〇 〇〇」さんに対して、農地法第51条の規定に基づき、議案書3ページの内容で文書勧告を行ったところです。

勧告後、直ちに、工事その他の行為を停止するとともに、勧告を受けた日の翌日から起算して30日以内に必要な措置を行うこと。

これに応じない場合は、農地法第64条の規定により、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処され、また、期日までにこれに応じない場合には、同条による処分を行う方針を説明しました。

以上で、農地の違反転用に係る勧告について報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

本件については、「〇〇」氏に対して、農地法第51条の規定による勧告書を令和7年5月15日付けで交付したことを報告します。

議長 （田嶋 輝男）

日程第6、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

それでは、議案第17号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

今月の農地法第3条の申請は、所有権移転が1件です。

整理番号1について説明します。

地図につきましては、別添資料1ページから2ページになります。

申請地は、西目〇〇番で面積255㎡、西目〇〇番で面積282㎡、西目〇〇番で面積340㎡の3筆で合計面積は877㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、農地を譲り受けて家庭菜園として利用するために申請されました。

取得後は、露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

つきましては、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）
事務局の説明が終わりました。
次に、調査委員の報告を求めます。
2 番 榎八重 玲子 委員

委員 （榎八重 玲子）
議案第 17 号に係る調査は、5 月 12 日、3 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。
申請人についても、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。
したがって、調査結果は許可相当であります。
以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）
調査委員の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。
調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
異議なしと認めます。
よって、議案第 17 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）
日程第 7、議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）
議案第 18 号について御説明いたします。
今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。
それでは、整理番号 1 の案件を御説明いたします。

議案書は7ページ、地図は3ページから5ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市塩鶴町に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を譲り受け、新たな住宅とするため申請されました。

申請地の面積は3筆で合計884㎡であり、一般住宅の面積500㎡を超過していますが、申請譲受人から、土手と崖からの後退線の部分とトラックの転回するスペースが宅地部分として利用できないため、転用面積が500㎡以下になる。との理由書と図面が提出されております。

また、申請地の上にある農地への通路については、申請地の一部の使用を認めることを許可条件に入れます。

申請地は整地され、住宅が建築されます。

申請地の雨水排水ですが、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

2番 檜八重 玲子 委員

委員 (檜八重 玲子)

議案第18号に係る調査は、5月12日、3番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されていることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

報告は以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （中野 和徳）

申請地は、道路から少し高いところにあると思うが、盛土等を行わないのか。
もし、盛土等を行うのであれば、県への申請が必要となると思われるが、確認できていますか。

事務局 （岩崎 展幸）

申請地については、道路から少し高いところにありますが、入口部分の傾斜が舗装されており、盛土を行わず、そのまま利用すると伺っています。

委員 （中野 和徳）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 8、議案第 19 号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

議案第 19 号、非農地判断について御説明します。

議案書は、8 ページから 14 ページになります。

今月の非農地証明願については、議案書の 10 ページから 12 ページになります。

件数は 12 件、田 18 筆で 8,198 m²、畑 17 筆で 9,733 m²の合計 35 筆で 17,931 m²あります。

確認については、5 月 7 日にそれぞれの担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、また、転用地になっている所も、転用後 20 年以上経過しており、非農地となっている事を確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は、13 ページから 14 ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内農地が、田 1 筆で 942 m²、畑 25 筆で 14,325 m²、農用地区域外農地が、畑 41 筆で 18,643 m²、合計 67 筆で 33,910 m²です。

確認につきましては、令和 7 年 5 月 14 日と 5 月 16 日に、農業委員 2 名と推進委員 1 名と事務局で行いました。

いずれも雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 9、議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （山元 正彦）

それでは、議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

今回の計画（案）は、所有権移転 2 件、利用権の設定 11 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

議案書の 16 ページをお開きください。

初めに、所有権移転について御説明いたします。

1 番は、譲受人が認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人が千葉県佐倉市在住の「〇〇 〇〇」さんで、畑 1 筆、1,362 m²を、果樹栽培を目的として、売買による所有権移転を行うものであります。

2 番は、譲受人が同じく「〇〇 〇〇」さん、譲渡人が鹿児島市在住の「〇〇 〇〇」さんで、畑 1 筆で 2,568 m²を、果樹栽培を目的として、売買による所有権移転を行うものであります。

なお、この 2 件は鹿児島県地域振興公社が行う農地売買等事業を活用するものであります。

以上、所有権移転 2 件について説明させていただきました。

次に、利用権の設定について御説明いたしますので、議案書の 17 ページをお開きください。

今回は、令和 7 年 8 月 1 日貸付開始分の申請であります。

まず、利用権の設定に関する総括表になります。

今回の農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地の筆数が 11 筆、面積 12,841 m²の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、5 年間で 10 筆の 11,457 m²、10 年間で 1 筆の 1,384 m²となっております。

また、地目別では、田が 5 筆の 5,401 m²、畑が 6 筆の 7,440 m²となっております。

次に、18 ページに内訳を記載しておりますので、それぞれ説明させていただきます。

資料の左端に記載している利用権の設定等を受ける耕作者は、6 名であります。

1 番の借人は、波留地区の「〇〇 〇〇」さん、貸人は山下地区の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 594 m²を、年間収 35 kg の物納で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に 2 番から 7 番の借人は、折口地区で認定農業者の「合同会社 〇〇〇」、貸人は赤瀬川地区の「〇〇 〇〇」さん、鹿児島市在住の「〇〇 〇〇」さん、多田地区の「〇〇 〇〇」さん、脇本地区の「〇〇 〇〇」さん、「〇〇 〇〇」さんの 5 人の合計で、畑 6 筆 7,440 m²です。

このうち、「〇〇 〇〇」さんの畑 1 筆は、年間 10 a 当たり 4,000 円、その外は、年間 10 a 当たり 5,000 円の賃借料で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に 8 番の借人は、脇本地区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は木更津

市在住の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 1,328 ㎡を全体で年間 12,000 円の賃借料で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に 9 番は、議事参与案件となりますので、後程説明させていただきます。

次に 10 番の借人は、鶴川内地区の「〇〇 〇〇」さん、貸人は鹿児島市在住の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 1,666 ㎡を、年間粃 105 kg の物納で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に 11 番の借人は、出水市の「株式会社 〇〇〇」、貸人は鶴川内地区の「〇〇 〇〇」さんで、畑 1 筆 429 ㎡を、年間粃 35 kg の物納で、5 年間の賃借権設定となっております。

以上、利用権設定のうち、議事参与案件 1 件を除く 10 件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （檜八重 玲子）

現在、物納で契約している方々について、米が高騰している状況にありますが、契約内容の変更等を行う必要がありますか。

事務局 （山元 正彦）

契約内容においては、現在、双方が納得した中で契約したものと認識しております。

議長 （田嶋 輝男）

公社においても、物納での契約に関しては、トラブルになる案件もあることから、できれば、口座振替による契約を推奨してほしいとの要望があります。ただ、契約に関しては、地権者と耕作者との合意の下で決定する案件ですので、あくまでも情報提供程度の話となりますとのことでありました。

他に質問等、ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、議事参与分審議いたしますので、「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (山元 正彦)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料は、9番になります。

借人は、脇本地区の「〇〇 〇〇」さん、貸人は鶴川内地区の「〇〇 〇〇」さんで、田1筆 1,384 m²を、年間 10 a 当たり 10,000 円の賃借料で、10 年間の賃借権設定となっております。

以上、議事参与案件に係る利用権設定の1件について、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （田嶋 輝男）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 （〇〇 〇〇）

報告ではありませんが、農地が災害等の被害を受け、修復等が必要となった場合、その対応について、農業委員に相談をされることがあると思いますが、どのように答えれば良いか、教えていただけないでしょうか。

事務局 （下脇 一博）

ただいまの質問については、まずは、農業委員会事務局まで連絡するように御指導ください。内容を確認したうえで、担当部署へ連絡を行い、担当部署から連絡を行うようにしたいと考えます。

委員 （〇〇 〇〇）

そのことは理解していますが、「農業委員は、繋ぐことしかできないのか。農業委員として、それらの要望を会長に伝え、会長から市長へ直接伝えてもらうことができないか。」と言われたこともあり、切々と説明される農家の方に対して、切り捨てるような対応ができないため、他の農業委員の皆様は、どのように対応しているか教えていただきたいと思ったところであります。

事務局 （梶尾 末義）

私の経験上で話をさせていただきます。

農地の復元に関しては、原則、当事者負担となりますが、災害によっては、国や県、市、その他の団体などの補助事業での対象となることもあり、被害の程度や規模によって、判断が異なります。

農業委員の方が、安易に判断することはできないため、先程、説明がありましたように事務局に連絡していただき、被害の内容等を確認したうえで、担当部署の対応とすることが望ましいと考えます。

議長 （田嶋 輝男）

私も、そのような相談を受けたことがあります。

特に、田んぼに関しては、多かったと思っています。

ただ、農業委員として、判断することが難しいと思いますので、事務局からありましたように、事務局に連絡していただくことが最善かと考えます。

委員 （〇〇 〇〇）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に報告等ございませんか。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第 23 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 10 時 00 分

議事録署名日 令和 7 年 6 月 25 日

農 業 委 員 会 会 長 ----- 田 嶋 輝 男 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 矢 檮 ----- 学 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 白 濱 和 利 -----

書 記 ----- 下 脇 一 博 -----